

加東市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和5年度定期監査（11月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和5年12月25日

加東市監査委員 壺井弘次  
加東市監査委員 田中正紀  
加東市監査委員 神田耕司

# 令和5年度定期監査（11月期）結果及び意見

## 総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年11月27日において令和5年度11月期（令和5年4月1日から令和5年10月31日まで）における、都市整備部土木課及び同部都市政策課の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和5年度11月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

## 【土木課】

### 1 監査の結果

土木課は工務公園係、用地管理係及び加古川整備推進室で構成され、職員数は事務職員9名（うち1名は加東土木事務所へ出向）、再任用職員2名、フルタイム会計年度任用職員1名、パートタイム会計年度任用職員3名の合計15名である。

交通安全施設整備事業のうち、区画線の修繕状況を確認した。令和5年度当初の計画では通学路2,350m、その他の市道15,800mの計18,150mを予定している。また、計画に基づく修繕に加え、市民からの要望や緊急を要する箇所、新たな通学路などを対象に実施していると説明があった。

市内全域で実施している市道高木抜根工事（契約金額5,833,300円）の概要について確認した。本工事は植樹帯や植樹柵にある過年度に伐採された高木の抜根を集中的に実施するもので、100本程度実施している。

（目）土木費国庫補助金（節）公園費補助金が調定額4,000,000円に対し、今後の収入見込額3,573,000円となり、427,000円の差引過不足が生じているのは、繰越明許費として年度当初に調定した額よりも決定された補助額が下回るためである。

加東市西部地域道路パトロール業務委託が随意契約5号理由（緊急の必要によ

る契約)となったのは、同日に実施した入札案件「加東市東部地域道路パトロール業務委託」と落札業者が同じとなったことから、開札が後になった西部地域の入札において入札の特例による落札不可となったためである。

制限付競争入札のうち公園の長寿命化更新工事に係る2つの契約において入札者数が1者となった要因については、当該更新工事は造園工事にあたり、舗装工事等と比べて入札の登録業者数自体が少ないことが挙げられた。

アドプトプログラムの加入団体は、昨年度から1団体が脱退、2団体加入し、令和5年10月末時点で30地区4団体となった。周知方法については、区長への呼びかけや、窓口への来庁者を対象に実施していると説明があった。

市道にかかる危険木の把握状況について確認したところ、市民からの問い合わせや、道路パトロール業務及び危険木の担当課との情報共有等を行うことで把握し、所有者への連絡等を実施していると説明があった。

## 2 意見

アドプトプログラムを知らない地区や団体がないか、また、同様の清掃活動を実施しているが未加入となっていないか。現在加入していない地区を対象に直接アンケートを取るなど、積極的な周知を行い、この有用な施策を更に活用していただきたい。

市道及び公園等の修繕については、財政面を考慮した長寿命化計画を立てられ計画的に実施されているところだが、急を要する修繕や市民からの要望も踏まえて、優先順位を見極めながら実施していただきたい。また、事故に直結しないよう、市民の安全確保に十分努めていただきたい。

## 【都市政策課】

### 1 監査の結果

都市政策課は都市計画係、住宅政策係及び地籍換地係で構成され、職員数は事務職員10名、パートタイム会計年度任用職員3名の合計13名である。

歳入予算の執行状況のうち、補正額よりも差引過不足(見込額)が過大である要因について確認したところ、同節内に複数の科目があり、増額補正が必要となった科目と、補助金の交付額が当初の予算額を下回る科目があると説明があった。

令和4年度から実施している加東市空家家財処分支援事業は、空家バンクへの登録を促進し、空家等を有効活用を図ることを目的としている。令和5年度10月末時点で1件の申請があった。

また、加東市老朽空家除却支援事業補助金及び加東市老朽危険空家除却支援事

業補助金については、10月末時点で4件の補助を行っている。

令和5年度10月末時点の市営住宅に係る住宅使用料等の滞納額は、住宅使用料1,772,700円、駐車場使用料163,900円、テレビ使用料30,400円の計1,967,000円である。

空家活用支援事業の件数は、加東市空家活用支援事業（県随伴補助事業）、兵庫県空き家活用支援事業（県補助）ともに令和5年度10月末時点で0件となっている。

令和5年度10月末現在で、空家バンクに登録したうち2件が契約に至ったと説明があった。また、相談会を開催し、市民からの相談に応じて専門家からのアドバイスや空家の制度案内を行っている。

総合戦略事業の結婚新生活支援補助（県随伴補助事業）は令和5年度10月末時点で5件、働く世代住宅取得支援補助（市単独補助事業）は9件となっている。

## 2 意見

市営住宅に係る住宅使用料等について、年度を通して計画的な徴収に努めるとともに、令和5年度末の滞納額が令和4年度末収入未済額461,700円を上回ることはないようにしていただきたい。また、滞納期間が長期に渡る滞納者について、生活困窮になっている方などが挙げられた。滞納者の生活状況を踏まえ、適正な徴収をお願いしたい。

市民の中には空家に関する相談先が分からない方もいると思われるので、定期的な相談会を実施し、各種制度及び空家バンクの有効活用に繋げていただきたい。

結婚新生活支援補助及び働く世代住宅取得支援補助については、これまでから様々な方法で周知されているが、件数の伸び悩みが見える。引き続き周知方法について工夫し、制度が有効に活用されることを期待する。